

第10回 氷川台駅周辺地区 地区計画検討会 開催記録

日時	令和7年3月13日（木）18:30～20:00	場所	氷川台地区区民館 大広間
出席者 ※敬称略	<p>■委員 出席者5名+オブザーバー1名</p> <p>■事務局 東部地域まちづくり課 藤本、吾妻、宮岡、井関</p> <p>■みどりのまちづくりセンター（まちセン） まちづくり事業係 山口、田端</p> <p>■委託業者 セントラルコンサルタント 小坂、野添、宝満</p>		

配布資料

- ・次第
- ・地区計画検討会案（素案） ※検討会委員のみ配布
- ・別紙1 前回開催記録
- ・別紙2 課題管理表
- ・みどりのまちづくりセンター資料（1種）
*自分が主体のまちづくりを考える
- ・みどりのまちづくりセンターパンフレット（2種）
*令和7年度まちづくり活動助成事業
*令和5年度まちづくり活動助成事業年次報告書
- ・自由意見用紙

次第

- 1 開会
- 2 前回の振り返り
- 3 地区計画検討会案（素案）について
- 4 課題管理表について
- 5 （仮）まちづくりの会の準備会について
- 6 閉会（事務連絡）

1. 開会

次第の通り、挨拶を行った。

区（挨拶）	・今回で地区計画検討会も今年度5回目であり、トータルで第10回目となる。今回、地区計画検討会（素案）をお示しする。それらについての議論とその他にも数多くの議題を用意している。限られた時間ではあるが、皆様の忌憚のないご意見をいただきたい。
-------	--

2. 前回の振り返り

「別紙1 前回開催記録」について説明を行った。

3. 地区計画検討会案（素案）および4. 課題管理表について
 「地区計画検討会案（素案）」について説明を行い、意見交換を行った。

■意見交換

委員	・建替ルール③「屋外広告物等」の「等」には何が含まれるか。
区	・何を含めるのか、高さをどうするのか等、オープンハウスで意見を伺う。
委員	・塔屋は含まれるのか。
区	・塔屋は建築面積の1/8までのものは建築物の高さには含まれない。
委員	・練馬区としてあるべき姿を示しているのか、ないのなら示すべきだろう。課題や細かな規制だけでなく、あるべき姿を示してほしい。
区	・オープンハウスでは、本地域の将来像を見せた上でご意見を伺いたいと考える。
委員	・放射36号線について、本地域ではいつ完成するのか。
区	・東京都で令和12年度を予定していると公表している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会案の構成として、いきなり地域の課題から説明するのではなく、まち歩き等で挙がったこれまでの意見から説明するべきではないか。 ・地区計画検討会案の見せ方について、より分かりやすいように修正をお願いしたい。 ・地区名の引き出し線が見えにくいため、地区名の横に凡例をつけてほしい。 ・土地利用の方針図の隅切り位置と地区施設の整備の方針の隅切りのイメージがリンクしていないように思う。 ・建築物等の整備の方針と建替ルールの対応を分かるように表現してほしい。 ・建築物等の整備の方針の掲載順番は住民への影響度が大きい順にしてはどうか。垣柵などは多くの住民に影響が出るよう思う。
区	・建築物等の整備の方針の掲載順については、都市計画図書の順番などもあるので検討する。
委員	・建築物等の整備の方針と建替ルールには（案）とついていないが、案という認識でよいか。
区	・資料全体が検討会案であるため、個別に（案）と記載していない。個別に（案）を追加する。

5. (仮) まちづくりの会の準備会について

「みどりのまちづくりセンター資料」および「みどりのまちづくりセンターパンフレット」を用いてみどりのまちづくりセンターから説明を行い、意見交換を行った。

■意見交換

委員	・放射36号線の道路管理者について教えてほしい。
区	・東京都になる。
委員	・ほこみち（歩行者利便増進道路）の申請は道路の計画の段階で申請できるのか。
まちセン	・みどりのまちづくりセンターでは、ほこみち関連の事業に直接関わっていない

	め、ほこみちの制度について詳細な回答は難しい。ほこみちを利用して、道路空間を活用する一般社団法人 TOKYO PLAY という団体を紹介することはできる。また、みどりのまちづくりセンターの助成をほこみちによる活動のために活用することもできる。
委員	・まちづくり活動助成事業について、たまご部門の方がはばたき部門より助成の承認等の動きが速いのか。
まちセン	・はばたき部門は初めて申請する場合、4月4日までに事前相談をお受けいただく必要がある。また、5月にプレゼンテーションを行う必要もあるため、来年度に助成を受けるには時期的に難しいだろう。たまご部門は9月まで随時、事前相談を受け付けているため気軽にチャレンジできる。 ・みどりのまちづくりセンターに相談に来る際は、事前に電話で連絡をいただければ対応できる。
委員	・たまご部門の事例について、これまで助成金をどのように使っているのかを知りたい。
まちセン	・活動報告書で公表している。
委員	・はばたき部門の助成額30万円は、助成1回当たりということでよいか。
まちセン	・たまご部門10万円に加え、はばたき部門30万円×3回となり、1テーマで最高100万円の助成を受けることができる。
委員	・氷川台駅周辺の将来的なまちの変化について、有志でチラシを作成している。チラシの配布に係る金額は助成対象になるか。
まちセン	・反対運動等は助成の対象にはできないが、そういうしたものでなければ問題ない。
委員	・地域の課題解決の団体と賑わいづくりの団体で役割を分ける必要があると思う。
区	・同じ団体で複数の企画がある場合、それぞれ助成を受けることは可能か。
まちセン	・まちづくり活動助成事業の制度としては可能であるが、そうなると団体の負担は大きいと思う。
区	・助成事業に申請する場合は、連続した年度で申請を行う必要があるのか。
まちセン	・連続3年で申請する必要はない。最初の助成から6年以内なら上限まで申請が可能である。
委員	・みどりのまちづくりセンターの助成の財源について伺いたい。
まちセン	・独立した組織であるため、駐輪場の管理や、ごみ収集事業等の収益を助成の財源としている。
委員	・たまご部門は、中間報告が必要ないのか。
まちセン	・たまご部門は、中間報告が必要ない。はばたき部門は、11月中旬頃に年1回、中間報告会を実施している。また、中間報告会と一緒に交流会も実施している。 ・交流会では、会場に余裕があれば、たまご部門の団体を招待している。

6. 閉会